



平成31年4月吉日

保護者 各位

仙台市PTA協議会
会長 五十嵐 智浩

小・中学生任意加入保険

「杜の都こども総合保険」のご案内

春陽の候 皆様にはご清祥のこととお慶び申し上げます。また、日頃より、仙台市PTA協議会の活動にご協力ご理解を賜りありがとうございます。

さて、仙台市PTA協議会では、現在仙台市立の全児童・生徒・教師・保護者を対象に学校管理下外で行なわれる活動、また通学中や家庭でのケガ等の補償に対応可能な「傷害補償制度」に団体一括加入しております。

しかし、近年になって児童・生徒の過失により高額な賠償請求を要求されたりするケースが増えてきております。特に、小・中学生が自転車で通行人にぶつかって重傷を負わせ、高額な賠償金を支払うような裁判例(賠償額 9,521 万円：神戸地裁 H25.7.4 判決)も毎年起きております。

仙台市では 2019 年 4 月より“自転車条例”が施行され、個人賠償責任保険の加入が義務化されております。本制度は、自転車条例に対応しております。

このように「杜の都こども総合保険」は、団体一括加入の「傷害補償制度」ではカバーしきれなかった部分を補いながら、さらに内容を充実させた内容となっています。

PTA協議会としても、子どもの安全を守る保護者としての立場から、重大な事故が起きた場合にも対応ができるよう、ご加入をご検討ください。なお、あくまでも任意加入になりますことにご留意願います。

<「杜の都子ども総合保険」の特徴>

- ①**15%の割引率** 昨年度1,500名強の加入実績があり、今年度同水準での加入者数を前提に15%の割引を予定しています(一般でのご加入に比べて割安となります)。
- ②**一度の連絡で二つの保険から給付** けがなどをした場合、インターネットあるいはお電話にて事故受付窓口にご連絡いただければ、「傷害補償制度」の支払対象となる場合は「杜の都こども総合保険」と併せて保険金が支払われます。

つきましては、この趣旨をご理解いただき、子どもたちの安全・安心のためにより多くの会員の皆様にご加入いただきますようご案内申し上げます。

問い合わせ先

ファイナンシャルアライアンス株式会社 仙台支店

TEL 022-796-0781 Fax 022-796-0791